

指定都市要件の再検討見直しシート【戸籍附票システム】

意見						対応			
番号	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	理由	分類	対応方針
1	第3章 機能要件	4 異動	—	4.0.3 審査・決裁	異動入力した内容は仮登録状態として、審査（決裁）により本登録とする。	戸籍届出等に基づく戸籍の附票の職権記載等で戸籍情報システムとシステム構成を共有している場合は、戸籍異動処理の審査（決裁）により本登録とする。	本市では、戸籍異動処理の審査（決裁）の際、附票の本登録も同時に実施している。本仕様では附票の審査（決裁）のために同様の作業を要す内容となっているため、手間が増えるのではないかと懸念している。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 （第18回住民記録システム等標準化検討会再掲） 戸籍情報システムにおける決裁をもって、自動的に戸籍附票システムの決裁とすることは、審査・決裁の概念より許容できないため。ただし、すでに標準仕様書に記載のとおり、戸籍の附票事務として事務の独立性を確保した上で、同時に審査・決裁を完了する等の工夫により、事務の効率性を担保することは許容している。
2	第3章 機能要件	5 証明	5.4 発行番号	—	【実装しない機能】発行された庁舎等を証明書に印字することができること。	【実装すべき機能】発行された庁舎等を証明書に印字することができること。	政令指定都市の場合は、各区分で相互に証明発行可能としている政令市が多いと思われ、発行場所の庁舎等を印字することは必須であると思われるため。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 （第18回住民記録システム等標準化検討会再掲） 指定都市においても、発行された庁舎名等を証明書に印字する機能については、発行番号により発行場所が分かるため不要。
3	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 他の標準拠システム等への連携	住民記録証明から直接受信できる機能を“実装しない機能”とある	住民記録証明から直接受信できる機能を“実装してもしなくてもいい機能”へ修正	管内での異動情報は現行どおりの連携処理で可能としなければ現在よりも業務量が増え、事務処理時間の増大につながり、他の兼務する事務へも影響を与えるため	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 （第18回住民記録システム等標準化検討会再掲） 戸籍附票システムと住民記録システムとの連携は、デジタル手続法第10号施行日以降、CSを通じて実現され、当該機能があれば十分であるため、指定都市に限り許容すること等はできない。
4	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	【エラー項番7】「支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合」	エラーをアラートに変更	附票は住民票に記載された住所の移動等を記録するものであり、仮更新・決裁を経ることから支援措置責任者の介在は事務処理を煩雑にし非効率となる。	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 （第18回住民記録システム等標準化検討会再掲） 支援措置情報の取扱いは慎重を期すため、支援措置対象者情報の異動入力や照会処理を行う際に、支援措置責任者の許可が必要としているもの。アラートが表示されているにも関わらず証明書を出力してしまう事例が多数見受けられることから、エラーとして取り扱うこととして整理している。指定都市に限り当該制限を外すことは許容されない。
5	第3章 機能要件	11 エラー・アラート項目	11.1 エラー・アラート項目	—	項番7・14のエラーとある	項番7・14のアラートへ変更	エラー解除をしなければ附票記載事項通知に基づく記載を行なえないことは業務が一時的に停滞し、証明交付業務等に支障をきたす	対応なし	第18回住民記録システム等標準化検討会において、対応なしと整理済み。 （理由は同上）